

公募・非公募の検討について

<趣旨>

第5期の指定管理者を選定するにあたり、まず、施設それぞれについて、「公募するのか、非公募とするのか」を選定・評価委員会のご意見を踏まえ、検討したいと考えております。

<経緯>

指定管理者制度は、多様化するニーズに、より効果的・効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、経費の削減のみならずサービスの向上を目的とするものです。よって、指定管理者の選定については、競争原理を働かせるため、原則公募することとなっています。

しかし、市立の障がい児通園施設については、「高度な専門性とノウハウ」や「多様な専門職員」が必要であること等から、非公募にて、昭和 46 年の厚生省通知に基づき当該公の施設を運営するために設立された団体である「福岡市社会福祉事業団」を指定管理者としてきました。

その後、平成 14 年の厚労省通知により、市立障がい児通園施設については、経営の効率化や地域の実情に応じた対応を可能にするため、社会福祉事業団に限らず委託先を選定することができることとされています。

一方、平成 25 年度に実施された、地方自治法に基づく包括外部監査において、「めばえ学園」については、「現時点では非応募としていることについて相当な理由が認められるが、公募化について検討してもよいのではないか」とされ、「その他の施設」については、「非公募とすることはやむを得ず、相当性が認められる」との監査結果報告がなされています。

<論点（ご意見をいただきたいこと）>

事前にお送りしていただきました意見記載用紙のとおり、公募・非公募によるメリット・デメリットについて、委員それぞれからご意見をいただき、また、委員会当日の意見交換を踏まえ、各施設において、公募・非公募どちらが良いと考えるか、お聞かせいただきたいと思います。

<参考>

○他都市の状況

福岡市を除く 19 政令市に調査（H30.10）し、回答のあった 18 市において、

- ・同様の市立施設を設置しているのは 16 市、計 76 施設
- ・同様の市立施設、計 76 施設のうち、指定管理にて運営しているのは 59 施設
- ・指定管理 59 施設のうち、非公募は 48 施設（81.3%）
- ・同様の施設 76 施設中、65 施設が直営または非公募による指定管理（85.5%）

○関係法人の意向

福岡都市圏で児童発達支援センターまたは障がい児入所施設を運営している社会福祉法人及び過去に児童発達支援について本市へ問い合わせのあった社会福祉法人、計 14 法人にアンケート調査（H30.11）し、回答のあった 12 法人において、

【児童発達支援センター（めばえ学園）】

- ・指定管理ができる（土地及び設備の提供を受ければ運営可能な）法人は 4 法人。準備期間は 1 年～5 年

【医療型児童発達支援センター（あゆみ学園）】

- ・指定管理ができる法人は 0 法人

【療育センター（あいあいセンター、西部療育センター、東部療育センター）】

- ・指定管理ができる法人は 1 法人。準備期間は 2 年